様式第１号

景観評価リスト

事　業 所管課	鳥取県鳥取港湾事務所	事業担当 氏　　名	工務担当　柿田　亮輔

1　事業概要

事　業　名	田後港照明設備修繕事業
事業箇所	■景観形成重点区域内（山陰海岸景観形成区域）　■自然公園区域（山陰海岸国立公園） ■景観計画区域　　□他の景観行政団体の区域（　　）
事業の種類	港・空港の整備
事業期間	令和７年度～令和１０年度
事業の規模	コンクリート柱　N=2 本、架空配線　N=1 式
事業目的	当事業は、岩美郡岩美町浦富地内において、既設照明設備の老朽化等を考慮し、コンクリート柱を新設（２本）し、付近の中国電力の電柱から架空配線を行い、電力を送電することで、漁業に従事する方々の作業における安全確保を目的としている。

2　周辺の景観特性等に関する状況

（1）施工区域周辺の景観特性、景観資源及び景観形成の基本的方向（①～③のいずれかを選択して記入）

① 整備する施設が視点場となる場合
・該当なし

② 整備する施設が主対象になる場合
・該当なし

③ 整備する施設が主対象に何らかの影響を与える場合
【景観特性、景観資源】
・変化に富んだリアス式海岸の自然造形美景観並びに海岸線まで迫る山林の山並み及び稜線を保全する。
【景観形成の基本的方向】
・対策施設と自然環境との均衡及び周囲の景観と調和に配慮する。

（2）特に配慮する事項

・山陰海岸ジオパーク内であり、景観と観光（付近にて遊覧船の航走あり）を有していることから、周辺景観との調和を図るものとする。
・山陰海岸国立公園、名勝および天然記念物浦富海岸の保護地区にあたるため、現状変更への影響を極力抑える。

3　景観特性等に配慮して定める具体的対応

項目	公共事業景観形成指針に定める共通要素基準（基本事項）	具体的対応
位置・規模	■ 景観形成上重要な山地、海岸、河川、湖沼、歴史的な遺産、街並み等に対する主要な展望地及び公共交通施設（以下「展望地等」という。）並びに周辺からの眺望を妨げない位置とする。 □ 道路、公園等の公共の場所（以下「道路等」という。）に敷地が接する場合には、その境界線からできる限り後退した位置とする。 □ 尾根の近くにおいては、稜線を乱さないよう、できる限り低い位置で、かつ高さを抑える。	・周辺からの眺望を妨げない対策施設とし、周辺景観が現状と比較して大きく改変しない構造とした。

<table>
<tr><td></td><td>■ 事業区域内及びその周辺に良好な景観を形成している樹木、樹林、建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）がある場合には、その現状をできる限り変えない位置とする。
■ 周辺の景観にできる限り影響を与えない規模とする。</td><td>・既存樹木を残すため、施設影響範囲を最小限とする。</td></tr>
<tr><td>形態
・
意匠</td><td>■ 周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とする。
□ 壁面設備、屋上設備等は、露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には、建築物等本体及び周辺の景観と調和した形態及び意匠とする。
□ ランドマーク的な施設など、施設の存在感を強調させる形態・意匠を計画する場合は、その規模に関わらず、景観評価の手順によらなければならない（大規模な修繕を含む）。</td><td>・コンクリート柱の色彩は、周辺景観に配慮する。</td></tr>
<tr><td>色彩</td><td>■ 周辺の景観と調和した色彩とする。
□ 異なった色彩を使用する場合は、その数を最小限とする。
■ 外観のベースカラーは、次のとおりとする。ただし、歴史的又は文化的な事由により、当該色相以外の色彩の使用が社会通念上認められている場合及び道路付属物等について安全上視認性確保が必要な場合は、この限りでない。
<table>
<tr><td rowspan="2">有彩色の色相</td><td colspan="3">彩　　度</td></tr>
<tr><td>景観形成重点区域</td><td>自然公園の区域</td><td>その他の区域</td></tr>
<tr><td>0.1R～10R</td><td>2以下</td><td>2以下</td><td>4以下</td></tr>
<tr><td>0.1YR～5Y</td><td>4以下</td><td>4以下</td><td>6以下</td></tr>
<tr><td>上記以外の色相</td><td>2以下</td><td>2以下</td><td>2以下</td></tr>
</table>
□ 送電又は送信のための鉄塔（以下「送電塔等」という。）については、展望地等からこれを眺望したときの背景が空となる場合にあっては明度６以上８以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度４以上５以下の無彩色とすること。ただし、他の法令の規定により、それら以外の色によることとされる場合は、この限りでない。
□ ランドマーク的な施設など、基準値を超える色彩の使用を計画している場合は、その規模に関わらず、景観評価の手順によらなければならない（大規模な修繕を含む）。
※色彩に関する事項については、日本工業規格のＺ8721（色の表示方法―三属性による表示）による。
※ベースカラーとは、建築物等本体の屋根又は外壁（着色されていない木材、土壁、漆喰、ガラス等の部分は除く。）のそれぞれについて過半を占める色相をいい、複数に等分する場合は、そのすべてをベースカラーとして取り扱う。</td><td>・コンクリート柱、架空配線
景観を考慮し、うすい灰色又は黒とする。

うすい灰色（明るいグレー：N8/0）
・色相：N（無彩色）
・明度：8（中程度の明るさ）
・彩度：0（示されません）

または

黒（黒色：N1/0）
・色相：N（無彩色）
・明度：1（低度の明るさ）
・彩度：0（示されません）</td></tr>
</table>

4　特記事項　【具体的対応について】

備考　　景観チェックリストを作成する際、本書に記載した内容を変更する場合、該当部分に変更の内容及び理由を明記し、景観チェックリストに添付すること。